

平成 23 年 3 月 16 日

【照会先】

大臣官房総務課情報公開文書室

室 長 平嶋 壮州

室長補佐 大村 良平(内線 7321)

(代表電話) 03(5253)1111

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成 23 年 2 月 25 日から平成 23 年 3 月 3 日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(11/3/16)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成23年2月25日～平成23年3月3日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	10	20	2	0	0	32
職業安定局	113	27	29	0	0	169
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	0	3	0	0	0	3
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	0	0	0	0	0
保険局	1	0	0	0	0	1
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	124	50	31	0	0	205

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	38
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	108
法令遵守違反に関するもの	1
その他	58

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
 - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成23年2月25日～3月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	10 件	20 件	2 件	0 件	0 件	32 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	12 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	15 件
	法令遵守違反に関するもの	1 件
	その他	4 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	休憩時間を分割している企業があると聞いたが、そのようなことを国が指導しているのか。	①	振動工具を使用する作業、またはVDT作業を行う場合には、休憩時間とは別に作業休止時間や小休止を設けることが望ましい旨説明していること、他方で休憩時間を必要以上に分割することは、疲労回復という趣旨にそぐわないため、そのような指導はしていないことなどを説明し、御理解をいただきました。
2	責任者が不在の時に、予告なく臨検監督にくるのはおかしい。予告して、責任者がいることを確認の上、臨検監督を行うべきである。	①	事業場の臨検監督については、法定労働条件の履行確保のために、事業場のありのままの姿を確認させていただく必要があるため、予告なく実施していることを説明し、御理解を求めました。
3	サービス残業が世間で問題になっているが、実際にはなくならない。 監督署は事業場に対して監督指導はもちろんのこと、関係法令の周知徹底をすべきである。	①	法定労働条件の履行確保を図るために、通常の監督指導に加え、あらゆる機会を通して、労働基準関係法令の周知・徹底に努めていることを説明、今後も引き続き、効果的・効率的な監督指導等の実施や法の周知に努めてまいりたい旨を伝えました。
4	厚生労働省のホームページに載っている労働条件通知書のモデル様式を見たが、労使双方が署名押印する労働契約書の形式とすることはだめなのか。	①	厚生労働省ホームページの労働条件通知書のモデル様式を基に、労働条件通知書を兼ねた労働契約書を任意に作成することも可能であることなどを説明し、御理解を求めました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	会社が倒産して賃金を支払ってもらえないので労働基準監督署に相談したら、未払賃金立替払制度の対象となる中小企業ではないので認定できないと言われた。倒産した会社で働いていた労働者に対して平等に立替払をするべきではないか。	①	未払賃金立替払事業の「事実上の倒産」の認定を受けられる中小事業の範囲については、企業倒産の実情等を考慮して、一定の制限を設けている旨を説明し、御理解を求めました。
6	政府は最低賃金を1000円まで引き上げると言っているが、そんなことをすれば多くの中小企業がつぶれることになる。企業単体の努力ではどうしようもない。企業がなくなると雇用が成り立たないことを理解すべきだ。	①	政府として最低賃金の引上げが円滑に実施されるよう、様々な取組に努めていることなどを説明し、御理解を求めました。
7	最低賃金の改正の際の効力発生日について、毎年10月1日とか11月1日とか、区切りが良い日に全国的に統一して欲しい。事業所が複数の都道府県にまたがっているので、効力発生日が同じ県でも毎年違うのはどうしてか。	①	最低賃金額改定の効力発生日は、都道府県ごとに設置されている地方最低賃金審議会の審議の進行度合いによって異なることなどを説明し、御理解を求めました。
8	健康管理手帳に基づく健康診断では、最初からCTだけを撮ってもらいたい。	①	CT検査の放射線被ばく量がX線撮影と比較して高いことなどから、健康管理手帳制度に基づく健康診断は、胸部X線撮影において胸部に異常な陰影があり、医師が必要と認める場合において、CT検査を実施することとしていることなどを説明し、御理解を求めました。
9	石綿健康管理手帳により定期的に健康診断を受けており、特に異常は指摘されていないが、息苦しさがあり、健康診断を受けている病院以外のところで気管支拡張剤等の投与を受けている。 現在は疾病に至っていないものの、息苦しいなどの症状があるので労災保険で救済してもらえないか。	①	石綿の労災認定基準を御説明した上で、再度、主治医に詳細な診断内容を確認いただき、対象疾病に至っているのであれば、請求いただくよう御案内いたしました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官室 中央職業安定監察官 杉田 浩(内線5654) (直通:03-3502-6768)

平成23年2月25日～3月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	113 件	27 件	29 件	0 件	0 件	169 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	24 件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	91 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	54 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	求人票には年齢不問と書いてあるにもかかわらず、現実的には年齢制限があり、改善して欲しい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しており、昨年10月には事業主向けパンフレットを改訂し、より一層の事業主への周知啓発に努めているところです。
2	ハローワークの求人を増やして欲しい。		現在、ハローワークでは、求人を確保するため、求人開拓推進員を配置し、企業訪問を実施しております。引き続き求人開拓のための努力をする旨ご説明し、ご理解いただきました。
3	新しい求人検索端末は操作が複雑で時間がかかる。		新しい求人検索装置については、求人検索をより詳細に行えるよう機能を追加しているため、当分の間は操作方法をご案内するための職員を必要に応じて配置することとしております。わかりにくいことがございましたら、お近くの職員にお尋ねください。
4	社会保険未加入と言うことで求人が受け付けられないのは納得がいかない。		厚生年金保険および健康保険は、所定の要件を満たした場合には法令により加入が義務づけられている事項です。また、求職者の関心も高く、重要な労働条件となっている旨ご説明し、ご理解いただきました。
5	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月の給付制限がかかるが、この給付制限をなくして欲しい。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	ハローワークの求人に応募したが、事業所から採否結果の通知書が届くのが遅い。求人票に記載された日までに連絡するよう指導してほしい。		採用・不採用の結果につきましては、早急に求職者及びハローワーク双方に通知するよう事業主を指導しております。なお、求人票に記載された期日を経過しても通知がない場合は、窓口にご相談いただければ、事業主へ問い合わせる等対応する旨ご説明しました。
7	新卒者就職実現プロジェクト事業()の対象者拡充について、平成23年2月1日時点での未内定者を対象に奨励金を支払い、それ以前の内定者を対象として奨励金を支払わないとする取扱いは同じ年度の卒業生でありながら不公平ではないか。 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金、3年以内既卒者トリアル雇用奨励金、既卒者育成支援奨励金		これらの奨励金は、もともと卒業後3年以内の既卒者を採用する事業主向けの奨励金でしたが、平成22年度卒業予定者の厳しい内定状況を踏まえ、平成23年2月1日時点においても就職先が未決定の方も対象となるよう拡充したものです。これは、採用機会を増やすための平成22年度限りの措置であることをご説明し、ご理解をいただきました。
8	ハローワークの駐車場が混んでいる。改善してほしい。		該当ハローワークの駐車場は、収容台数が限られており、近隣にも駐車スペースがなくご迷惑をおかけしています。ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようご説明し、ご理解いただきました。
9	ハローワークの開庁時間を延長してほしい。		開庁時間を延長しているハローワークと、土曜日に開庁をしているハローワークをご案内するとともに、インターネットにて、終日求人検索等が可能な、「ハローワークインターネットサービス」、「しごと情報ネット」等をご案内しました。
10	ハローワークの庁舎内に寒いところがあるので、改善してほしい。		ハローワークを含む公共施設では、地球温暖化防止、CO2削減に配慮しつつ、利用者の皆様が快適に過ごせるよう、空調設備の設定温度を19度に設定している旨ご説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成23年2月25日～3月3日受付分

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 中山 理(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	3件	0件	0件	0件	3件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	2件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	一般事業主行動計画の策定・届出等を定めた次世代育成支援対策推進法は、国が一方的に決めたもの。こうした法律が定められると、読むべき資料や就業規則等が増え、労働者は読まなくなる。		法の趣旨についてご説明し、ご意見として承りました。
2	中小企業子育て支援助成金について、要件が復職後1年と変更されたため申請ができなくなった。子育て支援として中小企業で育休取得しやすい職場づくりを目的とするのであれば、育休中の企業の負担を考慮し、要件を緩和すべきではないか。また、今後、同様の助成金が創設されるが金額は減額されると聞いた。新しい助成金の金額を現行と同額にはできないのか。		要件変更の趣旨、当助成金が創設時より時限措置であること、今後の助成金制度の方針について説明し、ご理解をいただきました。
3	政府は次世代育成支援対策推進法等の子育て支援に取り組んでいるが子どものことを考えた取組みなのか疑問である。賃上げ、非正規社員の正社員化など他に取組むべき事があるのではないか。		次世代育成支援対策推進法及び国の子育て支援対策の趣旨、また短時間労働者の正社員化の取組等を説明し、貴重なご意見として承りました。
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 課長補佐 尾崎 (内線3216)

平成23年2月25日～3月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	<p>現在72歳(男性)であるが、45歳頃に白内障を患い手術を受けた。 当時、眼内レンズは若い人には長期的に安全性に問題があるとのことでコンタクトレンズの装着を勧められた。(当時は眼内レンズもコンタクトレンズも100%自己負担) その後、現在は眼内レンズは保険給付になっているが、コンタクトレンズは療養費払いの対象になっていない。 同じ白内障で眼内レンズは保険給付され、白内障用コンタクトレンズは100%自己負担では平等を欠いている。保険者は療養費の支給基準により支給してくれないため、是非とも療養費払いの対象になるように早急に見解を出してほしい。</p>		<p>いただいたご意見については「国民の皆様の声」として厚生労働本省担当部局へ報告するということでご了承をいただきました。</p>
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。